

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和6年8月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区24時間安全安心パトロール」業務委託

(2) 目的

世田谷区内において、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪を予防することを最大の目的とする。また、通学路、区が設置又は管理する公園、身近な広場、緑道及び公衆便所等（以下「通学路等」という。）における適正利用の促進並びに区民への迷惑行為の防止を図る。

(3) 業務内容

別添「世田谷区24時間安全安心パトロール提案要求仕様書」及び「世田谷区24時間安全安心パトロール実施要領」のとおり。ただし、確定した仕様書及び実施要領ではないため契約時に変更となる場合がある。

① 受託者が用意する青色回転灯を装備した車両により、世田谷区内のパトロールを行う。

パトロールは、午前9時から午後6時までは4台、午後6時から翌日の午前9時までは2台の車両を配置し、区及び区内警察署からの指示による巡回等と通学路等の巡回を24時間体制で行うものとする。なお、原則としてパトロール1組につき1名以上の体制により業務を実施すること。

② 防犯意識の啓発や広報活動を行う。

③ 事故等の緊急時における応急的対応を行う。

(4) 履行場所

世田谷区内全域

(5) 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

※契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の契約は、当該契約の事業に係る区の予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)
 - ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)
 - ④財務諸表(過去2年間)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第26号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札参加禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (5) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 警備業法第2条1号の資格をもつこと。
(事務所、住宅、駐車場、遊園地等の「警備業務対象施設」における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務)
- (8) 警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていること。
- (9) 平成31年度以降、官公署から受託した本事業と同様の事業の実績を持つもの。
- (10) 事業継続計画が整備されていること。
- (11) 個人情報保護法に基づく社内規定等が整備されていること。

3 提案限度額

118,983千円(税込)(令和7年4月1日から令和8年3月31日)
を提案業務に要する経費の上限額とする。

4. 提案書を特定するための評価内容

以下の評価項目にて、本区で定める選定委員会が評価を行う。

(1) 書類審査

No.	評価項目	審査内容
1	理解度	本事業の実施する目的、意義に対する理解度。
2	導入実績	官公署における本事業と同様の事業の導入実績。
3	巡回パトロール体制	円滑に巡回パトロールを実施するための体制。
4	区との連絡体制	勤務日誌の内容
5	価格	経費見積書記載金額

(2) プレゼンテーション審査

No.	評価項目	審査内容
1	信頼性	本事業への理解度と導入実績等から信頼性を評価する。
2	警備員の質	警備員の人員確保の方法や採用計画及び指導方針や内容等から警備の質が確保できるか評価する。
3	パトロールの質	巡回体制、巡回方法及び指示・連絡体制等からパトロールの質を評価する。
4	対応力	事案の発見、事案が発生した際の対応方法及び事故またはトラブルを引き起こしてしまった際の対応方法並びに防止対策について評価する。
5	その他	1～4以外で本事業の業務に活かせるスキルや強み等がある場合は評価する。
6	プレゼンテーション全般	分かりやすく熱意のある説明であったか。質疑における回答は的確であったかを評価する。

5. 手続き等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区危機管理部地域生活安全課（世田谷区役所東棟3階）

電話 03-5432-2267

FAX 03-5432-3066

e-mail : SEA02045@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 「世田谷区24時間安全安心パトロール」業務委託プロポーザル説明書の交付

①期間 令和6年8月19日（月）から令和6年8月30日（金）まで

②場 所（紙媒体）上記（１）に同じ
（電子データ）区ホームページの以下ページからダウンロード
（<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/002/002/d00193395.html>）

③交付方法 希望者に無償で交付する
※紙媒体交付の受付時間は、午前９時から午後５時までとする。（土日祝日を除く。）

（３）参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法等

①受領期限 令和６年８月３０日（金）午後５時まで

②提出場所 上記（１）に同じ

③提出方法 持参または郵送に限る。
郵送の場合、①の時点で必着とする。（消印は認めない。）
なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

④通 知 参加表明者の資格を確認後、９月６日（金）を目途に、文書にて各参加表明者宛てにプレゼンテーション招請通知を発送する。

（４）「世田谷区２４時間安全安心パトロール」業務委託プロポーザル説明書に関する質問の受付期間等

①受付期間 プロポーザル招請通知発送後から令和６年９月１３日（金）午後５時まで
（プロポーザル招請通知を発送した事業者からのみ受け付ける。）

②提出方法 別途指定する質問票の様式に必要事項を記載の上、電子メールでの提出とする。

③質問宛先 「世田谷区２４時間安全安心パトロール」業務委託プロポーザル説明書に記載

④回答方法 質問及び回答は質問者名を伏せて９月２０日（金）を目処に、参加表明書を提出した全ての事業者宛てに電子メールで回答する。

（５）提案書の提出期限等

①提出期限 令和６年１０月１１日（金）午後５時まで

②提出場所 上記（１）に同じ

③方 法 持参または郵送に限る。
なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

６．審査

(1) 書類審査

提出された提案書を評価基準に基づき審査し、上位3事業者を選定する。

- ① 選定は10月下旬に実施し結果は、文書にて通知する。
- ② 選定した事業者については、併せてプレゼンテーション招請通知を発送する。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査合格者によるプレゼンテーション審査を行い、世田谷区24時間安全安心パトロール契約締結の優先交渉事業者として選定する。

- ① 開催期日
令和6年11月11日(月)から18日(月)の期間中1日
- ② 開催場所
プレゼンテーション招請通知により告知する。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 仕様決定後、契約書を作成する。
- (4) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (5) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (6) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (7) 提案書の提出期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (9) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。
- (10) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (11) 提案書の提出後に「2. 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (13) 詳細は、「世田谷区24時間安全安心パトロール」業務委託プロポーザル説明書による。
- (14) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙の労働報酬下限額についての書類を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者**

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。